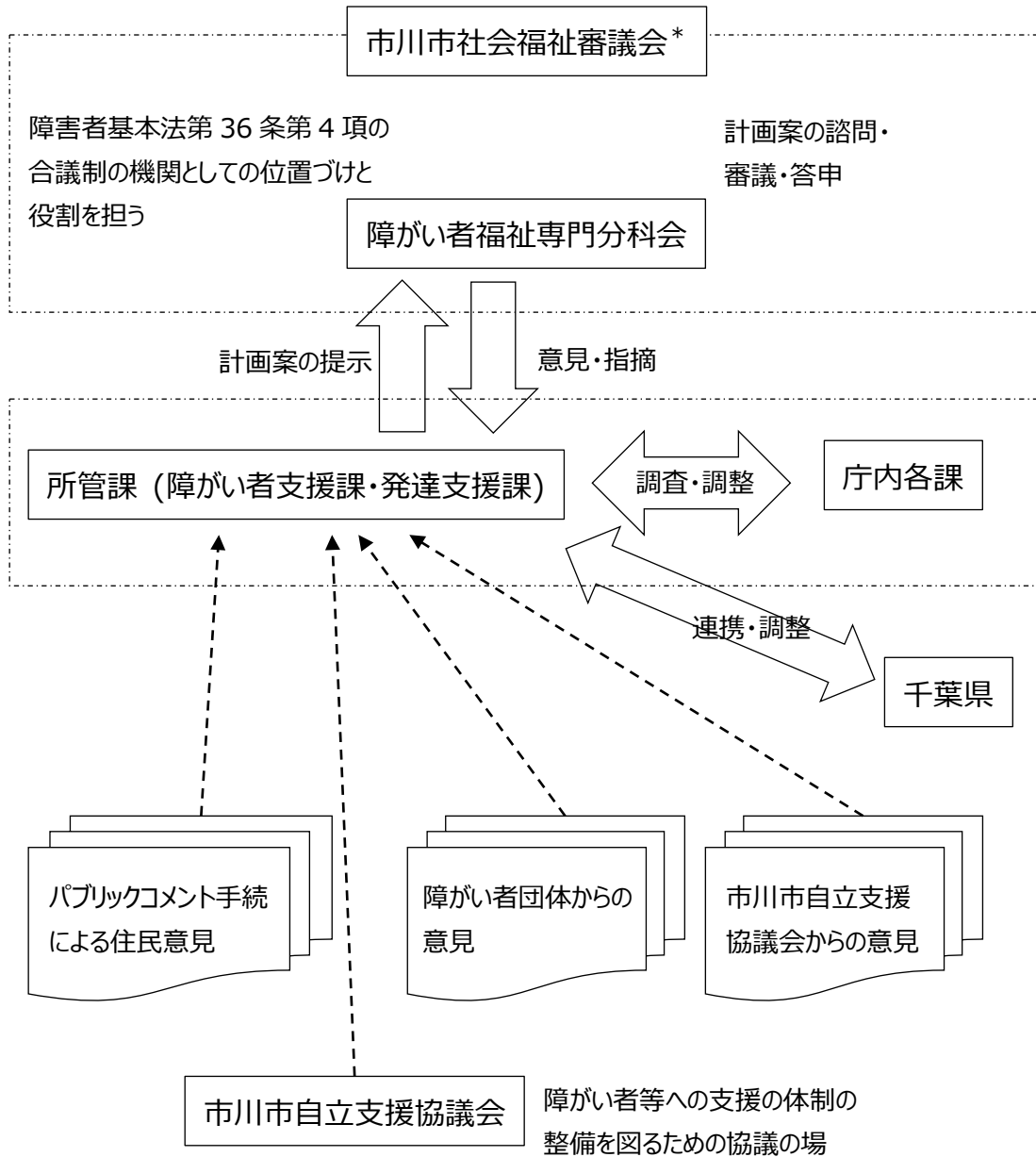


第 4 部  
資料

# 第1章 資料

## 第1節 策定体制



※ 策定後も、上記の各機関・団体等と必要な連携に努め、計画を推進していきます。  
また、障害者総合支援法第 88 条の 2 及び児童福祉法第 33 条の 21 の規定に基づき、定期的に、第 3 部に記載した数値目標やサービスの見込量等について実績の把握等を行っていきます。

## 第 2 節 策定の経過

	内容
令和 5 年 5～8 月	障がい者団体へのヒアリング 「現在の障がい者施策について課題と思うこと」
令和 5 年 7～8 月	市川市自立支援協議会・相談支援部会・生活支援部会・就労支援部会・こども部会へのヒアリング 「現在の障がい者施策について課題と思うこと」
令和 5 年 7 月 5 日	令和 5 年度第 1 回市川市社会福祉審議会 「第 5 次いちかわハートフルプランの策定について（諮問）」
令和 5 年 8 月 7 日	令和 5 年度市川市社会福祉審議会第 1 回障がい者福祉専門分科会 「第 5 次いちかわハートフルプラン案について」
令和 5 年 8 月 18 日	令和 5 年度第 2 回市川市社会福祉審議会 「第 4 次いちかわハートフルプランの令和 4 年度進捗状況報告」
令和 5 年 8 月 21 日	令和 5 年度第 1 回市川市自立支援協議会 「第 5 次いちかわハートフルプラン案について」
令和 5 年 9 月 28 日	令和 5 年度市川市社会福祉審議会第 2 回障がい者福祉専門分科会 「第 5 次いちかわハートフルプラン案について」
令和 5 年 11 月 14 日	令和 5 年度第 3 回市川市社会福祉審議会 「第 5 次いちかわハートフルプラン案について」
	第 5 次いちかわハートフルプラン案についてパブリックコメント手続の実施

## 第3節 市川市社会福祉審議会条例

平成 17 年 3 月 30 日条例第 8 号

### (設置)

第1条 本市に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市川市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (任務)

第2条 審議会は、本市における高齢者福祉、障害者福祉その他社会福祉に関する事項（市川市介護保険条例（平成 12 年条例第 10 号）第 12 条第 2 項に規定する市川市介護保険地域運営委員会の任務に係る事項及び市川市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 1 項に規定する市川市子ども・子育て会議の任務に係る事項を除く。）に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

### (組織)

第3条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

### (委員及び臨時委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員

2 市長は、前項第 3 号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募の方法により選定するものとする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 臨時委員は、審議会の申出に基づき、第 1 項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

6 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了する日までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため、専門分科会を置くことができる。

- 2 専門分科会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 専門分科会は、調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(事務)

第8条 審議会の事務は、福祉部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 市は、委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第10条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(市川市高齢化社会対策審議会条例の廃止)

- 2 市川市高齢化社会対策審議会条例（平成4年条例第1号）は、廃止する。

(市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成18年3月24日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則（平成 18 年 6 月 26 日条例第 35 号抄）  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。  
附 則（平成 20 年 3 月 28 日条例第 2 号抄）  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則（平成 23 年 3 月 28 日条例第 4 号抄）  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則（平成 25 年 3 月 25 日条例第 13 号抄）  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

## 第4節 市川市社会福祉審議会委員名簿

◎：会長 ○：副会長

### 市川市社会福祉審議会

条例上の区分	区分	推薦等の機関・団体	氏名
学識経験のある者	学識経験者	和洋女子大学	◎岸田 宏司
	医療関係者	一般社団法人市川市医師会	福澤 健次
	学識経験者	和洋女子大学	丸谷 充子
	社会福祉施設経営者	社会福祉法人慶美会	森高 伸明
	経済界	市川商工会議所	山極 記子
	学識経験者	社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院	○山下 興一郎
関係団体の推薦を受けた者	障がい者団体	市川市自立支援協議会	石原 めぐみ
	地域の代表者	市川市自治会連合協議会	岩松 昭三
	公益社団法人関係者	公益社団法人市川市シルバー人材センター	菊田 裕美
	障がい者団体	市川市障害者団体連絡会	木下 静男
	地域の代表者	市川市民生委員児童委員協議会	坪井 幸恵
	社会福祉法人関係者	社会福祉法人市川市社会福祉協議会	松尾 順子
	障がい者団体	市川市障害者団体連絡会	村山 園
市民			佐藤 理恵
			松丸 美弥子
			松村 素子
関係行政機関	千葉県	千葉県市川健康福祉センター	久保木 知子

### 障がい者福祉専門分科会

条例上の区分	区分	推薦等の機関・団体	氏名
学識経験のある者	学識経験者	和洋女子大学	◎丸谷 充子
	経済界	市川商工会議所	山極 記子
関係団体の推薦を受けた者	障がい者団体	市川市自立支援協議会	石原 めぐみ
	障がい者団体	市川市障害者団体連絡会	木下 静男
	障がい者団体	市川市障害者団体連絡会	○村山 園
	NPO 法人・ボランティア団体	特定非営利活動法人市川市ボランティア協会	山崎 文代
市民			松村 素子
関係行政機関	千葉県	千葉県市川健康福祉センター	久保木 知子

## 第5節 用語解説

い

### (1) 市川市こども発達センター

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年条例第 45 号）に基づき、こども（満 18 歳に満たない者をいう。）の身体的、精神的及び社会的な発達について総合的に支援するための施設として本市に設置する公の施設。位置は市川市大洲 4 丁目 18 番 3 号。市川市こども発達センターには、市川市あおぞらキッズ、市川市おひさまキッズ、市川市こども発達相談室及び市川市大洲こども館の 4 施設が置かれている。また、こども発達センターの分館として市川市そよかぜキッズがある（位置は市川市稲荷木 1 丁目 14 番 1 号）。

### (2) 市川市こども発達相談室

市川市こども発達センターに置かれる施設。業務は「こども又はその保護者に対し、当該こどもの発達障がいに関する相談に応じ、支援を行うこと」とされている。

### (3) 市川市社会福祉協議会

市川市の市町村社会福祉協議会。→「市町村社会福祉協議会」。

### (4) 市川市社会福祉審議会

市川市社会福祉審議会条例（平成 17 年条例第 8 号）第 1 条の規定により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置されるもの。本市における高齢者福祉、障害者福祉その他社会福祉に関する事項（市川市介護保険条例（平成 12 年条例第 10 号）第 12 条第 2 項に規定する市川市介護保険地域運営委員会の任務に係る事項及び市川市子ども・子育て会議条例第 2 条第 1 項に規定する市川市子ども・子育て会議の任務に係る事項を除く。）に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる（条例第 2 条）。また、障害者基本法第 36 条第 4 項の合議制の機関として位置づけられる。

### (5) 市川市自立支援協議会

障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、障がい者等への支援の体制の整備を図るため、本市に設置するもの。関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとされている（同法第 89 条の 3 第 2 項）。本市では、専門部会として、相談支援部会、生活支援部会、就労支援部会及びこども部会の 4 つの部会を設置している。



(6) 市川市放課後保育クラブ

児童福祉法上は「放課後児童健全育成事業」（第 6 条の 3 第 2 項）で、「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」とされている。

(7) 市川スマイルプラン

市川市で作成する「個別の教育支援計画」のこと。「個別の教育支援計画」とは、発達に課題があるなど、特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に、幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、保護者をはじめ、園、学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した教育的支援を引き継いでいくための「ツール」となるもの。

(8) 一般相談支援事業

基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業をいう。障害者総合支援法第 5 条第 18 項。

(9) 医療的ケア

人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引その他の医療行為。医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）第 2 条第 1 項。

(10) 医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童。医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第 2 条第 2 項。

※ ここでいう「児童」とは、次の①及び②の者をいう。

- ① 18 歳未満の者
- ② 18 歳以上の者であって高等学校等に在籍するもの

※ ここでいう「高等学校等」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。

(11) インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第 24 条において、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みとされている。

障害者基本計画（第 5 次）より。

## (12) インクルージョン

英語表記では「inclusion」。障害者の権利に関する条約第 3 条(c)では「包容」と訳されている。障害者基本計画（第 5 次）より。

お

### (1) オストメイト

様々な病気や事故などにより、お腹に排泄のための「ストーマ（人工肛門・人工膀胱）」を造設した方のこと。厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課資料「オストメイト（人工肛門・人工膀胱のある人たち）の公衆浴場への入浴にご理解ください」より。

か

### (1) 介護給付費

→「介護給付費及び特例介護給付費の支給」。

### (2) 介護給付費及び特例介護給付費の支給

次に掲げる障害福祉サービスに関して障害者総合支援法第 29 条及び同法第 30 条の規定により支給する給付。障害者総合支援法第 28 条第 1 項。

- ① 居宅介護
- ② 重度訪問介護
- ③ 同行援護
- ④ 行動援護
- ⑤ 療養介護（医療に係るものを除く。）
- ⑥ 生活介護
- ⑦ 短期入所
- ⑧ 重度障害者等包括支援
- ⑨ 施設入所支援

き

### (1) 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする施設。設置は市町村の努力義務。本市では、「基幹相談支援センター大洲（えくる大洲ステーション）」（市川市急病診療・ふれあいセンター3 階）、「基幹相談支援センター行徳（えくる行徳ステーション）」（市川市役所行徳支所 1 階）を設置している。障害者

総合支援法第 77 条の 2 第 1 項。

- ① 障がい者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の主務省令で定める便宜を供与するとともに、障がい者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）（障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業）
- ② 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち主務省令で定める費用を支給する事業（障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 4 号に掲げる事業）
- ③ 身体障がい者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと（身体障害者福祉法第 9 条第 5 項第 2 号に規定する業務）
- ④ 身体障がい者の相談に応じ、その生活の実情、環境等を調査し、更生援護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対して、直接に、又は間接に、社会的更生の方途を指導すること並びにこれに付随する業務を行うこと（身体障害者福祉法第 9 条第 5 項第 3 号に規定する業務）
- ⑤ 知的障がい者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと（知的障害者福祉法第 9 条第 5 項第 2 号に規定する業務）
- ⑥ 知的障がい者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと（知的障害者福祉法第 9 条第 5 項第 3 号に規定する業務）
- ⑦ 精神障がい者から求めがあったときに当該精神障がい者の希望、精神障がいの状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障がい者が最も適切な障害福祉サービス事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行う業務（精神保健福祉法第 49 条第 1 項に規定する業務）
- ⑧ 地域における相談支援又は児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援に従事する者に対し、これらの者が行う一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業又は同項に規定する障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務
- ⑨ 障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務

## (2) 基本指針

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平

成 29 年 3 月 31 日号外厚生労働省告示第 116 号) のことをいい、障害者総合支援法第 87 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 19 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める指針であって、基本的理念、障害福祉サービスなどの提供体制の確保に関する基本的考え方等について、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定めたもの。

### (3) 基本相談支援

地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。）その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与すること。障害者総合支援法第 5 条第 19 項。

### (4) CAS（キャス）

→「発達障害者支援センター」。

### (5) 強度行動障がい

激しい他害、自傷、多動など、生活環境に対する極めて特異な不適応行動を頻繁に示し、日常生活に困難を生じている状態。第七次千葉県障害者計画より。

<

### (1) グループホーム等支援ワーカー

「中核地域生活支援センター」等に委託して実施している千葉県独自の事業。支援ワーカーは、各地域内のグループホームの事業等への相談支援・普及啓発・新規開設支援等を行う。第七次千葉県障害者計画より。

### (2) 訓練等給付費

→「訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給」。

### (3) 訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給

次に掲げる障害福祉サービスに関して障害者総合支援法第 29 条及び同法第 30 条の規定により支給する給付。障害者総合支援法第 28 条第 2 項。

- ① 自立訓練
- ② 就労選択支援
- ③ 就労移行支援

- ④ 就労継続支援
- ⑤ 就労定着支援
- ⑥ 自立生活援助
- ⑦ 共同生活援助

(※ 下線部は、令和4年12月16日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から追加される。)

け
---

#### (1) ケアマネジメント

定義は多様だが、「利用者が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害するさまざまな複合的な生活課題（ニーズ）に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決に至る道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発をとおして、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステム」といえる。「相談支援の手引き」第2版（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）より。

#### (2) 計画相談支援

サービス利用支援\*及び継続サービス利用支援をいう。障害者総合支援法第5条第18項。

#### (3) 継続サービス利用支援

支給決定を受けた障がい者若しくは障がい児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）又は地域相談支援給付決定を受けた障がい者（以下「地域相談支援給付決定障害者」という。）が、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間内において継続して障害福祉サービス又は地域相談支援を適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に係るサービス等利用計画（この項の規定により変更されたものを含む。以下同じ。）が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間ごとに、当該支給決定障害者等の障害福祉サービス又は当該地域相談支援給付決定障害者の地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び当該支給決定に係る障がい者等又は当該地域相談支援給付決定に係る障がい者の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい者等又は障がい児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。障害者総合支援法第5条第23項。

- ① サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。
- ② 新たな支給決定若しくは地域相談支援給付決定又は支給決定の変更の決定若しくは地域相

談支援給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該支給決定等\*に係る障がい者又は障がい児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

#### (4) 計画相談支援対象障害者等

次の各号に掲げる者をいう。障害者総合支援法第 51 条の 17 第 1 項。

- ① 障害者総合支援法第 22 条第 4 項（第 24 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第 20 条第 1 項若しくは第 24 条第 1 項の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は第 51 条の 7 第 4 項（第 51 条の 9 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第 51 条の 6 第 1 項若しくは第 51 条の 9 第 1 項の申請に係る障がい者
- ② 支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者

こ

#### (1) 高次脳機能障がい

交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）が障がいされた状態を指し、器質性精神障がいとして位置付けられる。障害者基本計画（第 5 次）より。

#### (2) 高齢者サポートセンター

→「地域包括支援センター」。

#### (3) こども発達センター

→「市川市こども発達センター」。

さ

#### (1) サービス等利用計画

支給決定等に係る障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画のこと。障害者総合支援法第 5 条第 22 項。

「サービス等利用計画案」が、市町村が支給要否決定を行うに当たって申請者（障がい者又は障がい児の保護者）に提出を求めるものであるのに対し、「サービス等利用計画」は、支給決定等が行われた後に指定特定相談支援事業者によって作成されるもの。

#### (2) サービス等利用計画案

支給決定等の申請に係る障がい者等の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい者等又は障がい児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情

を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画のこと。市町村は、支給要否決定を行うに当たって申請者（障がい者又は障がい児の保護者）に指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるが、提出を求められた障がい者又は障がい児の保護者は、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案の提出を希望する場合等には、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案を提出することができる。障害者総合支援法第 5 条第 22 項、第 22 条第 4 項、第 5 項、障害者総合支援法施行規則第 12 条の 4、第 12 条の 5。

### (3) サービス利用支援

サービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、サービス等利用計画を作成することをいう。障害者総合支援法第 5 条第 22 項。

し

#### (1) 支給決定

市町村の介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費を支給する旨の決定のこと。障害者総合支援法第 19 条第 1 項。→「介護給付費及び特例介護給付費の支給」、「訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給」。

#### (2) 支給決定等

障害者総合支援法第 19 条第 1 項に規定する支給決定、同法第 24 条第 2 項に規定する支給決定の変更の決定、同法第 51 条の 5 第 1 項に規定する地域相談支援給付決定又は同法第 51 条の 9 第 2 項に規定する地域相談支援給付決定の変更の決定のこと。障害者総合支援法第 5 条第 22 項。

#### (3) 市町村社会福祉協議会

「一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする」とされている団体。社会福祉法第 109 条第 1 項。

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ ①から③までに掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(4) 失語症会話パートナー

失語症に関し知識及び理解を有する者で、失語症である者の会話の補助その他の必要な支援を行う者をいう。市川市地域生活支援事業実施規則第 34 条。

(5) 指定一般相談支援事業者

都道府県知事が指定する一般相談支援事業を行う者。障害者総合支援法第 51 条の 14。

(6) 指定共同生活援助

共同生活援助に係る指定障害福祉サービス。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 171 号) 第 207 条。

(7) 指定計画相談支援

指定サービス利用支援(市町村長の指定に係るサービス利用支援)又は指定継続サービス利用支援(市町村長の指定に係る継続サービス利用支援)。障害者総合支援法第 51 条の 17 第 2 項。

(8) 指定障害児相談支援

指定障害児支援利用援助(市町村長の指定に係る障害児支援利用援助)又は指定継続障害児支援利用援助(市町村長の指定に係る継続障害児支援利用援助)。児童福祉法第 24 条の 26 第 2 項。

(9) 指定障害児相談支援事業者

市町村長が指定する障害児相談支援事業を行う者。児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号。

(10) 指定障害児相談支援事業所

市町村長の指定に係る障害児相談支援事業所(障害児相談支援事業を行う事業所)。

(11) 指定障害児通所支援事業者

都道府県知事が指定する障害児通所支援事業\*を行う者。児童福祉法第 21 条の 5 の 3。



(12) 指定障害者支援施設

都道府県知事が指定する障害者支援施設。障害者総合支援法第 29 条第 1 項。

(13) 指定障害者支援施設等

指定障害者支援施設\*若しくはのぞみの園。障害者総合支援法第 34 条第 1 項。

(14) 指定障害福祉サービス

指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設が提供する障害福祉サービス。障害者総合支援法第 29 条第 1 項。

(15) 指定障害福祉サービス事業者

都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者。障害者総合支援法第 29 条第 1 項。

(16) 指定障害福祉サービス事業者等

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又はのぞみの園。障害者総合支援法第 29 条第 2 項。

(17) 指定地域相談支援

指定一般相談支援事業者が提供する地域相談支援。障害者総合支援法第 51 条の 14。

(18) 指定通所支援

指定障害児通所支援事業者\*又は指定発達支援医療機関\*が提供する障害児通所支援。児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項。

(19) 指定特定相談支援事業者

市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者。障害者総合支援法第 51 条の 17 第 1 項第 1 号。

(20) 指定特定相談支援事業所

市町村長の指定に係る特定相談支援事業所（特定相談支援事業を行う事業所）。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条。

(21) 指定発達支援医療機関

独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設

置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの。児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項。

## (22) 児童発達支援センター

次の①、②に掲げる区分に応じ、障がい児を日々保護者の下から通わせて、①、②に定める支援を提供することを目的とする施設。児童福祉施設の一つ。児童福祉法第 7 条第 1 項、43 条。

### ① 福祉型児童発達支援センター

日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練

### ② 医療型児童発達支援センター

日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療

## (23) 社会福祉協議会

社会福祉法第 10 章第 3 節に基づく市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会、都道府県社会福祉協議会並びに社会福祉協議会連合会があるが、市町村社会福祉協議会については、「市町村社会福祉協議会」を参照。

## (24) 重症心身障がい児

重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童。児童福祉法第 7 条第 2 項。

## (25) 重層的支援体制整備事業

市町村が地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するために行うことができることとされている事業（市町村任意事業）で、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業。市川市では「市川市よりそい支援事業」としており、「包括的相談支援事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「多機関協働事業」、「参加支援事業」、「地域づくり事業」の 5 つの事業を一体的に実施するものとしている。社会福祉法第 106 条の 4。

## (26) 住宅確保要配慮者

次の各号のいずれかに該当する者をいう。住宅セーフティネット法第 2 条第 1 項。

### ① その収入が国土交通省令で定める金額を超えない者

### ② 災害（発生した日から起算して 3 年を経過していないものに限る。以下この号において同じ。）により滅失若しくは損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた者又は災害に際し災害救助法が適用された同法第 2 条に規定する市町村の区域に当該災害が発生

した日において住所を有していた者

- ③ 高齢者
- ④ 障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者
- ⑤ 子ども（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。）を養育している者
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

#### (27) 障がい児

身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障害者支援法第 2 条第 2 項に規定する発達障がい児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。児童福祉法第 4 条第 2 項。つまり、障害者手帳の所持者に限らない。

#### (28) 障害児支援利用計画

通所給付決定又は通所給付決定の変更の決定に係る障害児通所支援の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画のこと。児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 8 項。「障害児支援利用計画案」が、市町村が通所支給要否決定を行うに当たって申請者（障がい児の保護者）に提出を求めるものであるのに対し、「障害児支援利用計画」は、通所給付決定又は通所給付決定の変更の決定が行われた後に指定障害児相談支援事業者によって作成されるもの。

#### (29) 障害児支援利用計画案

通所給付決定の申請に係る障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画のこと。市町村は、通所支給要否決定を行うに当たって申請者（障がい児の保護者）に指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求めるが、提出を求められた障がい児の保護者は、指定障害児相談支援事業者以外の者が作成する障害児支援利用計画案の提出を希望する場合等には、指定障害児相談支援事業者以外の者が作成する障害児支援利用計画案を提出することができる。児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 8 項、第 21 条の 5 の 7 第 4 項、第 5 項、児童福祉法施行規則第 18 条の 14、第 18 条の 15。

#### (30) 障害児相談支援

障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいう。児童福祉法第6条の2の2第7項。

(31) 障害児相談支援事業

障害児相談支援を行う事業。児童福祉法第6条の2の2第7項。

(32) 障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給

次に掲げる障害児通所支援に関して児童福祉法第21条の5の3及び同法第21条の5の4の規定により支給する給付。児童福祉法第21条の5の2。

- ① 児童発達支援
- ② 医療型児童発達支援（医療に係るものを除く。）
- ③ 放課後等デイサービス
- ④ 居宅訪問型児童発達支援
- ⑤ 保育所等訪問支援

(33) 障害児通所支援

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいう。児童福祉法第6条の2の2。

(34) 障害児通所支援事業

障害児通所支援を行う事業をいう。児童福祉法第6条の2の2。

(35) 障害者就業・生活支援センター

次に掲げる業務を行うものとするとしてされている施設。障害者雇用促進法第28条。

- ① 支援対象障害者（職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者）からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うこと。
- ② 支援対象障害者が障害者職業総合センター、地域障害者職業センターその他厚生労働省令で定める事業主により行われる職業準備訓練を受けることについてあつせんすること。
- ③ ①、②に掲げるもののほか、支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

(36) 障がい者

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法にいう知的障がい者の

うち 18 歳以上である者及び精神保健福祉法第 5 条に規定する精神障がい者（発達障害者支援法第 2 条第 2 項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。）のうち 18 歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって 18 歳以上であるものをいう。障害者総合支援法第 4 条第 1 項。つまり、障害者手帳の所持者に限らない。

#### (37) 障害者支援施設

障がい者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び障害者総合支援法第 5 条第 1 項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。障害者総合支援法第 5 条第 11 項。

#### (38) 障害者週間

国民の間に広く基本原則（地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調）に関する関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため設けられたもの。12 月 3 日から 12 月 9 日までの一週間をいう。障害者基本法第 9 条第 1 項、第 2 項。

#### (39) 障害者就労施設等

障害者就労施設（障害者支援施設、地域活動支援センター又は生活介護、就労移行支援若しくは就労継続支援を行う事業を行う施設などを指す）、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体をいう。障害者優先調達推進法第 2 条第 4 項。

#### (40) 障がい者等

障がい者又は障がい児をいう。障害者総合支援法第 2 条第 1 項第 1 号。

#### (41) 障害福祉サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいう。障害者総合支援法第 5 条第 1 項。

（※ 下線部は、令和 4 年 12 月 16 日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日から追加される。）

#### (42) 障害福祉サービス事業

障害福祉サービス（障害者支援施設、のぞみの園その他厚生労働省令で定める施設において

行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。）を除く。）を行う事業をいう。障害者総合支援法第 5 条第 1 項。

#### (43) 身体障害者手帳

身体に障がいのある者に対し都道府県知事が交付するもの。身体に障がいのある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現所在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができ（ただし、本人が 15 歳に満たないときは、その保護者が代わって申請する）、また、都道府県知事は、その申請に基づいて審査し、その障がい身体障害者福祉法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならないとされている。身体障害者福祉法第 15 条第 1 項、第 4 項。

せ
---

#### (1) 精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者（知的障がい者を除く。以下この項において同じ。）に対し都道府県知事が交付するもの。精神障がい者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現所在地）の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができ、都道府県知事は、その申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障がいの状態にあると認めるときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならないとされている。精神保健福祉法第 45 条第 1 項、第 2 項。

#### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

高齢期におけるケアを念頭に論じられている「地域包括ケアシステム」における、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方を、精神障害者のケアにも応用したものであり、高齢期の「地域包括ケアシステム」とは異なるものである。厚生労働省 Web サイト「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について」より。

→「地域包括ケアシステム」。

#### (3) 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立権が付与されている。第七次千葉県障害者計画より。

#### (4) 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために政府が定める成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画のこと。成年後見制度利用促進法第 12 条第 1 項。

#### (5) セルフプラン

一般に「セルフプラン」とは、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案のことを指す。市町村は、支給要否決定（通所支給要否決定）を行うに当たって申請者（障がい者又は障がい児の保護者）に指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の提出を求めるが、提出を求められた障がい者又は障がい児の保護者は、身近な地域に指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者がない場合のほか、セルフプランの提出を希望する場合には、セルフプランを提出することができる。障害者総合支援法第 5 条第 22 項、第 22 条第 4 項、第 5 項、障害者総合支援法施行規則第 12 条の 4、第 12 条の 5、児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 8 項、第 21 条の 5 の 7 第 4 項、第 5 項、児童福祉法施行規則第 18 条の 14、第 18 条の 15。本計画第 2 部第 2 章第 4 節第 1 項も参照。

#### (6) セルフプラン率

本市の支給決定若しくは地域相談支援給付決定又は通所給付決定を受けている者のうち、市川市にセルフプランを提出した者の割合。本計画第 2 部第 2 章第 4 節第 1 項も参照。

そ

##### (1) 相談支援

基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいう。障害者総合支援法第 5 条第 18 項。

##### (2) 相談支援専門員

指定地域相談支援、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）第 3 条第 2 項など。

ち

##### (1) 地域移行支援

障害者支援施設、のぞみの園若しくは障害者総合支援法第 5 条第 1 項若しくは第 6 項の厚生労働省令で定める施設に入所している障がい者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神

病室が設けられているものを含む。)に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものにつき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。障害者総合支援法第5条第20項。

## (2) 地域活動支援センター

障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設（障害者総合支援法第5条27項、障害者総合支援法施行規則第6条の21）。

市町村は、地域生活支援事業として「地域活動支援センターに通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する事業」を行うものとするとしている（障害者総合支援法第77条第1項第9号、障害者総合支援法施行規則第65条の13、第65条の14）。

地域活動支援センターを経営する事業は、都道府県が行うことができるほか、国及び都道府県以外の者が都道府県知事に届け出ることにより行うことができるとされている（障害者総合支援法第79条第1項、第2項）。つまり、地域活動支援センターを経営する事業は障害福祉サービスではなく、自立支援給付の対象外になっている。

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、都道府県が条例で定めなければならない（障害者総合支援法第80条第1項）。

「地域生活支援事業等の実施について」（平成18年障発0801002厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく「地域生活支援事業実施要綱」には、地域活動支援センターⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型という事業形態の例が挙げられている。

## (3) 地域生活支援拠点等

障害者総合支援法第77条第3項各号に掲げる事業を効果的に実施するために、市町村において整備するものとするとしているもの。同項各号の事業を実施するために必要な機能を有する拠点又は複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれらの事業を実施する体制をいう。障害者総合支援法第77条第4項。本計画第2部第2章第3節第1項も参照。

## (4) 地域生活支援事業

市町村及び都道府県が、障害者総合支援法第77条、78条や地域生活支援事業実施要綱（平成18年障発0801002厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙1）に基づき、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業。

## (5) 地域相談支援



地域移行支援及び地域定着支援。障害者総合支援法第 5 条第 18 項。

(6) 地域相談支援給付決定

市町村の地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費を支給する旨の決定。障害者総合支援法第 51 条の 5 第 1 項。→「地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給」。

(7) 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給

地域相談支援に関して障害者総合支援法第 51 条の 14 及び同法第 51 条の 15 の規定により支給する給付。障害者総合支援法第 51 条の 13。

(8) 地域定着支援

居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障がい者につき、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、当該障がい者に対し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の厚生労働省令で定める場合に相談その他の便宜を供与することをいう。障害者総合支援法第 5 条第 21 項。

(9) 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう構築を推進している、地域における包括的な支援・サービス提供体制のこと。国は、2025 年を目途に構築を推進しており、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要としている。厚生労働省 Web サイト「地域包括ケアシステム」より。

(10) 地域包括支援センター

介護保険法に規定する第 1 号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び包括的支援事業その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。介護保険法第 115 条の 46 第 1 項。市川市における通称は「高齢者サポートセンター」。

(11) 千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院

精神科病院内での地域移行に向けた取組や、地域との連携を行うなど、精神障害者地域移行支援に積極的に取り組んでおり、千葉県が定める要件を満たし、千葉県から指定を受けた精神科病院。第七次千葉県障害者計画より。

## (12) 中核地域生活支援センター

対象者種別にとらわれず、福祉全般にわたる相談に 24 時間・365 日体制で応じるとともに、相談者のニーズを把握し、適切な支援機関へつなぐため、連絡・調整等の必要な活動を行っている千葉県の独自制度。現在、広域福祉圏域ごとに 1 箇所、合計 13 箇所設置されている。第七次千葉県障害者計画より。

つ

### (1) 通級指導教室

通級による指導とは、通常の学級に在籍している特別な教育的ニーズのある子どもたちに対して、各教科等は在籍の学級で学びながら、障がいの状態に応じた指導を特別の教育の場で行う指導形態。「市川市版通級指導教室ハンドブック」(平成 31 年 3 月市川市教育委員会)より。

### (2) 通所給付決定

市町村の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費を支給する旨の決定のこと。児童福祉法第 21 条の 5 の 5 第 1 項。→「障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給」。

と

### (1) 特定相談支援事業

基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。障害者総合支援法第 5 条第 18 項。

### (2) 特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。学校教育法第 72 条。

### (3) 特例介護給付費

→「介護給付費及び特例介護給付費の支給」。

### (4) 特例訓練等給付費

→「訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給」。

### (5) 特例障害児通所給付費

→「障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給」。

な

#### (1) 難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 1 条。障害者総合支援法第 4 条第 1 項にいう「特殊の疾病」とは異なる。

に

#### (1) 日中サービス支援型グループホーム

指定共同生活援助\*であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第 213 条の 2。

指定共同生活援助には、「指定共同生活援助（いわゆる介護サービス包括型）」、「日中サービス支援型指定共同生活援助」、「外部サービス利用型指定共同生活援助」の 3 つの類型があるが、日中サービス支援型指定共同生活援助は、従業者のうち一名以上は常勤でなければならないなど、人員配置基準が最も手厚く、また、事業者は、指定短期入所を同時に行う必要があるほか、協議会等（障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの）に対して定期的に事業の実施状況を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされている。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 24 年千葉県条例第 88 号）第 201 条の 4 第 5 項、第 201 条の 7、第 201 条の 10 第 1 項。

ね

#### (1) NET119 緊急通報システム

音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステム。スマートフォンなどから通報用 Web サイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっている。総務省消防庁 Web サイトより。

は

### (1) 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい並びに行動及び情緒の障がい（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、言語の障がい及び協調運動の障がいを除く。）をいう。発達障害者支援法第 2 条第 1 項、発達障害者支援法施行令（平成 17 年政令第 150 号）第 1 条、発達障害者支援法施行規則（平成 17 年厚生労働省令第 81 号）。

### (2) 発達障害者支援センター

次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認めて都道府県知事が指定した社会福祉法人その他の政令で定める法人のこと。発達障害者支援法第 14 条第 1 項。

千葉県発達障害者支援センターは、「千葉県発達障害者支援センター-CAS」（千葉市中央区）と「CAS 東葛飾」（我孫子市）。

- ① 発達障がいの早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障がい者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うこと。
- ② 発達障がい者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。
- ③ 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障がいについての情報の提供及び研修を行うこと。
- ④ 発達障がいに関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。
- ⑤ 前各号に掲げる業務に附帯する業務

### (3) バリアフリー

高齢者や障がいのある人の移動や住宅などの出入りを妨げる物理的障害がなく、動きやすい環境をいう。今日では物理的な障壁にとどまらず、制度的、心理的な社会的障害や情報保障等、広く障がいのある人を取り巻く生活全般にわたる障壁（バリア）を取り除く（フリー）ことにも用いられる。第七次千葉県障害者計画より。

※ なお、千葉県及び市川市では、次の Web サイトでバリアフリー施設情報を公開している。

○ちばバリアフリーマップ

<http://www.pref.chiba.lg.jp/pbbfmap/>

○いち案内

<https://gis.city.ichikawa.lg.jp>

ひ

(1) 避難行動要支援者

市町村に居住する要配慮者\*のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものこと。災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 10 第 1 項。

(2) 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。市長村長は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならないとされている。災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項。

(3) 避難支援等関係者

消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者。災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項。

ふ

(1) 福祉避難所

要配慮者のために指定・開設する避難所。「市川市地域防災計画（震災編）」より。

ほ

(1) 放課後保育クラブ

→「市川市放課後保育クラブ」。

ゆ

(1) ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、できるだけ全ての人々が利用しやすい、全ての人に配慮した環境、建物・施設、製品等のデザインをしようとする考え方。第七次千葉県障害者計画より。

よ

(1) 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号。

ら

(1) ライフサポートファイル

障がいのある子どもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録し、関係機関等の支援計画を1冊にまとめたファイル。第七次千葉県障害者計画より。

り

(1) 療育手帳

「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通知)に基づいて発行されるもの(知的障害者福祉法には療育手帳についての規定はない)。同通知の中の「療育手帳制度要綱」の「第1 目的」では、「この制度は、知的障がい児(者)に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受け易くするため、知的障がい児(者)に手帳を交付し、もって知的障がい児(者)の福祉の増進に資することを目的とする」とされている。